

雇用調整助成金のご案内

景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由で
事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が
一時的に休業や教育訓練等を行って労働者の雇用の維持を図る場合に
休業手当、教育訓練・出向中の賃金の一部を助成します



詳細は
雇用調整助成金ガイドブック
をご確認ください

主な支給要件

雇用保険適用事業所が雇用保険被保険者に対して実施する休業

最近 **3 か月** の生産量等の **生産指標** が前年同期と比べて **10%以上減少**

最近 **3 か月** 間の **雇用保険被保険者数等** の月平均値が
前年同期と比べ、**一定規模以上増加していない**

実施する休業等が **労使協定に基づいた休業等の実施**

休業手当、教育訓練・出向中の賃金に対する助成率、助成額

	中小企業	大企業	教育訓練実施時加算	
休業手当、教育訓練・ 出向中の賃金に対して	2/3	1/2	+	1,200円

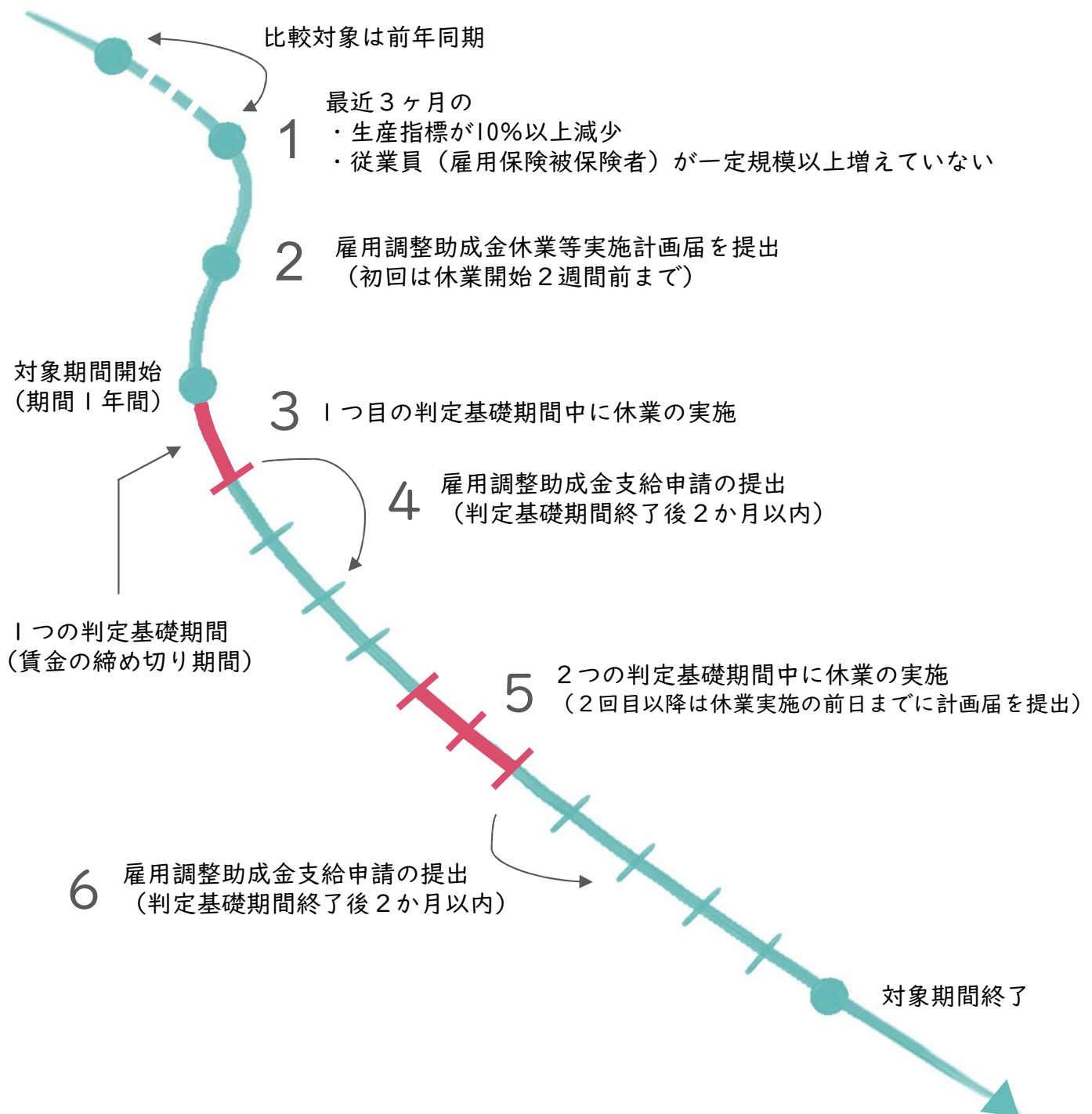
支給日数30日経過後の次の申請分から
休業・教育訓練のうち **教育訓練実施率** が

10%未満	1/2	1/4	+	1,200円
20%以上	2/3	1/2	+	1,800円

※支給日数は助成対象となる休業等延日数を雇用保険被保険者数で除した値
※支給日数の上限は1年100日、3年150日
※助成率に関わらず対象労働者1人あたり日額 8,870円 が上限(令和7年8月1日現在)

雇用調整助成金の受給までの流れ

休業を行う場合



※実際に従業員に支払った休業手当（労働基準法に基づくもの）に対して助成します。
※支給申請には休業を実施したことがわかるタイムカードや賃金台帳が必要です。
※詳細は最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。

雇用調整助成金の支給のイメージ（鳥インフルエンザの場合）

- 雇用調整助成金は、「景気の変動、産業構造の変化その他の**経済上の理由**により、事業所において、**急激に事業活動の縮小を余儀なくされた**」雇用保険適用事業主であることを法令上の要件としており、**当該事業主が従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業に係る休業手当相当額等の一部を助成する制度**。
- **鳥インフルエンザを直接的な理由（家畜伝染病予防法に基づく家さんの殺処分、農場の消毒等の防疫措置、移動制限等）とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象にならない**（過去に鳥インフルエンザの被害が生じた場合も同様の対応）。
- 一方、**発生農場であっても、例えば移動制限等の法令上の制限が解除された後において、新たに種鶏や採卵鶏等が購入できないなど発生前の規模で事業再開できない「経済上の理由」があり、これに伴い事業活動が縮小した場合は、要件を満たせば支給対象**となりうる。

上段：雇用調整助成金活用可否
下段：農林水産省等における支援

	「経済上の理由」に該当する可能性	
	家畜伝染病予防法に基づく措置 （殺処分等の防疫措置、移動制限等）実施中	家畜伝染病予防法に基づく措置 （移動制限等）解除後
発生農場	×（注１） 家畜伝染病予防法に基づき、手当金・特別手当金を交付するほか、家畜防疫互助事業、家畜疾病経営維持資金、農林漁業セーフティネット資金等の融資が活用可能	○（注２）
発生農場以外の農場 （移動制限・搬出制限の影響を受けた農場）	×（注１） 家畜伝染病予防法に基づき、売り上げの減少額等について交付するほか、家畜疾病経営維持資金、農林漁業セーフティネット資金等の融資が活用可能	○（注３） 家畜疾病経営維持資金、農林漁業セーフティネット資金等の融資が活用可能
臨床検査陰性など 所要の条件を満たす場合	○（注４）	
上記以外の関連事業者 （飲食店、運送業者、食鳥処理場等）	○（注４） このほか、セーフティネット貸付が活用可能（日本政策金融公庫中小企業事業・国民生活事業での取扱）	

（注１）「経済上の理由」ではなく、家畜伝染病予防法に基づく事業活動縮小のため。

（注２）高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく経営再開に必要な検査等終了後（発生農場については防疫指針第14の2の検査終了後）以降の生産指標について、最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上減少等の要件を満たす場合に限る。

（注３）移動制限等解除後以降の生産指標について、最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上減少等の要件を満たす場合に限る。

（注４）生産指標について、最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上減少等の要件を満たす場合に限る。